

メキシコ政治情勢（2月）

〈概要〉

【内政】

- ・ 1日、連邦上下両院の通常会期が開会した。
- ・ 1日、政権発足から2ヶ月を迎えたロペス・オブラドール大統領は、自身の政権運営に関する評価を行った。
- ・ 21日、国家警備隊の創設にかかわる憲法改正案が上院で可決された。
- ・ 22日、墨政府は、3月に実施が予定されていた第3回「国民への相談」を取りやめる旨発表した。
- ・ 28日、国家警備隊の創設に関わる憲法改正案が下院で再可決された。

【外交】

- ・ 1日、コルテス国民行動党党首は、グアイド・ベネズエラ国会議長と電話会談を行った。
- ・ 6日、ウルグアイにおいてベネズエラ情勢に関する国際会合が開催され、エブラル外相が出席した。同会合において「モンテビデオ・メカニズム」が発表された。
- ・ 7日、ウルグアイにおいてベネズエラ情勢に関する第1回国際コンタクト・グループ会合が開催され、エブラル外相が出席した。同会合において、同グループの共同声明が発表されたが、メキシコは同声明には参加しなかった。
- ・ 8日、ロペス・オブラドール大統領は、朝の定例記者会見において、ベネズエラ情勢に対する墨政府の対応について言及した。
- ・ 25日、墨外務省は、ベネズエラ国境地帯での衝突に関するプレスリリースを発出した。
- ・ 25日、ベネズエラにおいて、メキシコ人ジャーナリストが当局に一時拘束される事案が発生した。
- ・ 26日、スイス・ジュネーブを訪問したデルガド外務次官（多国間・人権担当）は、バチレ国連人権高等弁務官と会談した。
- ・ 26日、エブラル外相は、訪墨したアンペロ・チリ外相と会談を行った。
- ・ 28日、エブラル外相は、墨政府による在米移民保護プログラムを発表した。

〈内政〉

1 ロペス・オブラドール大統領による政権発足後2ヶ月間の評価（1日の記者会見における発言）

- （1）政権運営はとても上手くいっており、この2ヶ月間で、汚職及び不処罰を許さないという規範が確立された。また、30年以上前から引き上げられていなかった最低賃金の16%引き上げを達成、マクロ経済の均衡を維持する等の成果をあげた。
- （2）500万人の高齢者への年金支給の他、障がい者への支援プログラム、奨学金、「生

命の種まき」(Sembrando Vida)等の種々の社会プログラムがすでに開始されている。

- (3) 汚職との闘いに関し、国民からの支持を得ている。この2ヶ月間で心を痛めた出来事として、イダルゴ州における爆発事故において人命が失われたことがあるも、右以外は全て上手くいっている。
- (4) (過去の政権と現政権との違いを強調し、) これからは国民に恩恵を与えられるよう政府が機能するようになっていく。政権発足から2ヶ月ですでに変化は起きており、今後も右を維持していく。

2 ロペス・オブラドール大統領の政権発足後2ヶ月における支持率

2月1日付「エル・フィナンシエロ」紙は、ロペス・オブラドール大統領への支持率を発表。同紙が1月30日から2月1日にかけて行った電話調査によると、ロペス・オブラドール大統領を支持すると回答した人は86%、不支持と回答した人は13%であった。

3 国家警備隊の創設に係わる憲法改正案の可決

(1) 上院における可決

- (ア) ロペス・オブラドール大統領の治安対策重点施策の一つである「国家警備隊」(Guardia Nacional)の創設に係る憲法改正案が、21日、下院で採択された内容を一部修正の上、上院議員の全会一致で採択された。
- (イ) 同改正案は、1月16日に連邦下院(臨時会期)を通過し(与党連合+制度的革命党(PRI)議員による賛成)、2月1日以降、上院(通常会期)にて審議が行われていた。
- (ウ) 下院通過時からの主な変更点は以下のとおり。
 - (i) 文民統率(mando civil)。警察的な性格・教義を有し、公共治安省の傘下機関となる。軍人・文民共同の統率を行わず、軍は協力機関との位置付け。連邦警察、軍警察、海軍警察の要員により構成されるが、軍から国家警備隊に参加する者は全て文民となる。(元案：国防省傘下で、オペレーションは軍が率いる。)
 - (ii) 大統領は、5年間に限り陸軍・海軍を公共治安に携わらせることができるが、右につき上院に報告しなければならない。また、その態様は、国家警備隊が機構整備や訓練段階にある中での、補完的・監査的なものと定める。(元案：国家警備隊と陸海軍は並行的に無期限で公共治安の維持に従事可能。)
 - (iii) 国家警備隊は、連邦・地方の公共治安機関と協力・連携しなければならない。(元案：こうした協力・連携の義務は記載されていなかった。)
 - (iv) 国家警備隊員が軍の裁判権にのみ服する点は想定しない。(元案：想定していた。)
 - (v) 各州政府は、州・自治体警察の能力強化に係るプログラムと評価体制を整備する。

(元案：警察強化に関するメカニズムの想定なし。)

(vi) 本件憲法改正の発効後60日以内に、下院は国家警備隊の指揮命令系統、活動の評価基準、警察機関の訓練と活動規範等に関する法律を策定しなければならない。

(元案：国家警備隊法の整備は想定されていたが、その内容は特段具体化されず。)

(2) 下院における再可決

(ア) 21日に上院が内容を一部修正の上可決していた憲法改正案が、下院において再可決された。独立系議員1名の反対があったものの、ほぼ全会一致で可決された。

(イ) 連邦上下両院での可決を経て、同改正案は全国の州議会へと送られる。全32州のうち17州以上の州議会で承認された場合、憲法改正が可能となる。

4 第3回「国民への相談」の取りやめ

(1) 22日、政府は、3月21日に実施を予定していた国家警備隊の創設等を内容とする第3回「国民への相談」を行わない旨決定した。ラミレス大統領府報道官によれば、国家警備隊については既に議会で議論が尽くされ、同警備隊の創設による国の軍事化はなく、平和的な警察的機構に軍が協力するものに過ぎない点を確認されており、国民への「相談」は不要と判断されるに至った。

(2) 他方、第3回「相談」で併せ扱われる予定であった、企業家顧問委員会の創設、歴代大統領への捜査の是非については、3月21日までに憲法第35条の改正が行われ、法的に国民投票を行うことが可能となっている場合には実施される見込みだが、間に合わなければ同条の改正プロセスが終了後に実施される予定であるとした。政府としては、これらの「相談」は、整備された法制度に基づき、法的拘束力を伴う形で、全国選挙機構（INE）他関係機関を関与させた上で行われるべきとの考えを述べた。

〈外交〉

1 ベネズエラ情勢

(1) コルテス国民行動党（PAN）党首とグアイド・ベネズエラ国会議長との電話会談

(ア) 2月1日、最大野党PANのコルテス党首は、一部でベネズエラ「暫定大統領」（Presidente encargado de Venezuela）として承認されているグアイド国会議長との電話会談を行い、コルテス党首はマドゥーロ政権を終わらせるための同議長に対する支援を表明した。

(イ) 電話会談においてコルテス党首は、「我々は、民主主義、人権尊重に基づき同盟を組む者であり、昨年12月1日の大統領就任式に独裁者を招待した墨政府の行動を非難する。また、マドゥーロの大統領就任式に墨政府代表者を送ったこと及びマドゥーロ政権の同盟者であるにも関わらず、対話を呼びかけたことについても墨政府を非難する」と述べた。

(ウ) グアイド議長は、コルテス党首からの支援表明に感謝するとともに、「民主主義は常にポピュリストや全体主義の意図に脅かされている。ベネズエラはその一例である」と述べた。

(2) グアイド・ベネズエラ国会議長による対話への参加拒否の表明

(ア) メキシコとウルグアイによるベネズエラ情勢に関する国際会議の開催について、グアイド議長は、人権侵害を行っている者を権力の座に維持するものであるとして、対話への参加を拒否する旨自身のツイッターにおいて述べた。

(イ) グアイド議長は、マドゥーロ政権が人権侵害を行うことを完全に止め、自由選挙を開催するための「正統な」代表者に行政権を移行することに同意した場合には、交渉に応ずる旨述べた。また、同議長は、ベネズエラ情勢に関するメキシコとウルグアイの中立性を批判し、両国政府に対し、民主主義の側につくように求めた。

(3) 「モンテビデオ・メカニズム」の発表

6日、ウルグアイで開催された墨・ウルグアイ・カリコム諸国会合（エブラル外相出席）において、ベネズエラ情勢の解決に向けて対話を促進するための「モンテビデオ・メカニズム」が採択された。概要は以下のとおり。

(ア) メキシコ、ウルグアイ及びカリコム諸国政府は、グテーレス国連事務総長の呼びかけに応じる形で、ベネズエラの複雑な状況を解決するための唯一の方法は、国際法及び人権尊重の観点から交渉するための対話である点につき一致した。

(イ) ベネズエラ国民及び全ての関係者が違いを超えて解決方法を見つけられるよう協力する立場から、同会合の参加国は「モンテビデオ・メカニズム」を発表した。同メカニズムは、統合的、総合的かつ持続的な解決に向けた必要条件を醸成するための平和的かつ民主的な代替案を、当事者に対し提示するものであり、紛争当事者を接近させるための行動的・積極的・和解的外交の証であり、内政不干涉、国家の法的平等、紛争の平和的解決、人権の尊重及び民族自決の原則に沿って展開される。

(ウ) 同メカニズムは、合理的な期間設定及び当事者の事前の合意のもと、以下の4つのフェーズに沿ってプロセスを進められる。

(i) 即時対話：安全な環境のもと、当事者が直接接触することができるための条件作り。

(ii) 交渉：立場の柔軟化や合意の形成をめざし、共通点及び機会のありそうな分野を模索し、当事者間の対話フェーズの結果を戦略的に発表。

(iii) 約束：交渉フェーズの結果により、事前に定められた性格・期間をもとに合意構築及び署名。

(iv) 履行：国際的な協力を得て、前フェーズにおいて合意された約束を履行。

(エ) また、同メカニズムを通じ、当事者らが接触することを決定した場合は、グリーンズパン元コスタリカ副大統領・現イベロアメリカ事務総長、イグレスィアス元ウル

グアイ外相，セプルベダ元墨外相，カリコムの代表としてシモンズ元バルバドス最高裁長官らが仲介役として同メカニズムに参加する旨発表されている。

(オ) エブラル外相は，同メカニズムの発表後，対話の実現のために条件をつけることはしないと述べ，同メカニズムは多くの共感を得ることだろうと述べた。

(4) エブラル外相のウルグアイにおける動向

(ア) ウルグアイを訪問したエブラル外相は，6日，バスケス・ウルグアイ大統領及びニン・ノボア外相との会談を行った。同会談において，対話と平和的方法を通じ，ベネズエラにおける紛争を解決するため両国が行った提案の内容について話し合われた。

(イ) また，同日，エブラル外相は，ムヒカ元ウルグアイ大統領と会談。ベネズエラ情勢及び同国における紛争を解決するための国際的な調停の重要性について話し合われた。

(5) メキシコの国際コンタクト・グループ（G I C）共同声明への不参加

(ア) 7日，エブラル外相は，ウルグアイにおいて開催された第1回国際コンタクト・グループ会合に出席した。

(イ) 同会合において，G I Cは，極力早い時期に新たな大統領選挙を実施することを通じ，ベネズエラの紛争を解決するよう呼びかける旨の共同声明を発表した。同声明は，「G I Cは，武力を行使せず，ベネズエラ憲法に基づいた自由で，透明性及び信頼性のある大統領選挙の実施を通じ，平和的，政治的，民主的なベネズエラ人自身による解決を支援するための共通の国際的アプローチの構築を目指す」「ベネズエラが危機を克服するために，完全な民主主義，法の支配，権力の分立，国家機関の憲法上の職務，特に民主的に選出された国会の尊重を取り戻すことが重要である」旨指摘している。

(ウ) 同声明には，ウルグアイ，EU，コスタリカ，エクアドル，スペイン，イタリア，ポルトガル，スイス，ドイツ，フランス，英国，オランダが参加し，ボリビアのみ不参加だった。メキシコは，同会合に参加したが，G I C参加国ではなく，同声明にも参加しなかった。

(エ) モゲリーニEU上級代表は，会合終了後の記者会見において，G I C参加国でないにもかかわらず，今次会合に参加したエブラル外相に感謝の意を表明するとともに，2つのイニシアティブ（G I C共同声明とモンテビデオ・メカニズム）は，内容や目的を異にするが，両立は可能であり，ベネズエラ危機の平和的解決を達成するために，この2つのイニシアティブがどう協力していけるかについて話し合った旨述べた。

(6) ロペス・オブラドール大統領の墨政府対応に関する発言

8日，ロペス・オブラドール大統領は，朝の定例記者会見において，ベネズエラ情勢に関する墨政府の対応について以下発言した。

- (ア) (記者から墨政府には憲法に記載された「人権の保護及び促進」という外交原則についても遵守する責任があるのではないかと質問されたのに対し,) 憲法第89条10項には、内政不干涉、民族自決、紛争の平和的解決、発展のための協力、そして人権尊重の原則が記載されており、これらの原則は、墨政府に行動を義務づけるものである。
- (イ) ベネズエラ情勢に関しては、意見が分かれており、様々な議論があるが、メキシコが求めているのは対話である。ウルグアイにおいて発表されたモンテビデオ・メカニズムは、ウルグアイとメキシコに当事者同士が対話を実現できるよう支援する用意があることを示すもの。しかしながら、今後はベネズエラの紛争当事者の決定に委ねられる。
- (ウ) ベネズエラに対し、人道支援が必要という点に関しては、賛成であるが、人道支援と政治的事項を混同するべきではない。人道支援を行うのであれば、政治的目的や武力の行使を排し、国連を通じて支援が行われるべき。
- (7) ベネズエラ国境地帯での衝突に関する墨外務省プレスリリース
- (ア) 25日、墨外務省は、23日にベネズエラの国境地帯で発生した暴力を伴う衝突に遺憾の意を表明する旨のプレスリリースを発出した。同プレスリリースにおいて、ベネズエラ国内外のすべての関係者に対し、力による事態打開に係る全面的な否定と平和的解決の模索を呼びかけた。
- (イ) また、同プレスリリースの中でモンテビデオ・メカニズムについて言及し、同メカニズムは具体的な戦略的プランに基づいて現実的・包摂的な対話を提供する選択肢であり、今般の事案を通じ、その重要性が一層浮き彫りとなった旨述べ、当事者双方の合意があれば、メキシコは右に基づき外交的・平和的な事態改善に向けた協力を最大限行う用意がある旨強調した。
- (8) ベネズエラにおけるメキシコ人ジャーナリストの拘束
- (ア) 25日、マドゥーロ大統領へのインタビューを行っていたメキシコ人ジャーナリスト(ホルヘ・ラモス氏と撮影スタッフ)が現場でベネズエラ当局者に拘留され、国外退去を命じられる事案が発生した。当地報道によれば、カラカスのミラフローレス宮殿でマドゥーロ大統領にインタビューしていた最中、同大統領の不興を買い、インタビューを中断された上、当局者に2時間強拘束され、国外退去を命じられた由。
- (イ) 同事案に関し、墨外務省は、25日付プレスリリースを発出し、ベネズエラ政府へ抗議と懸念の意を表明するとともに、ラモス氏他に対し機材等をしかるべく返還するよう要請した。
- (ウ) 同事案に関し、ロペス・オブラドール大統領は、26日の定例記者会見において、(ラモス氏に対する)連帯の意を表明するとともに、マドゥーロ政権に対し、ラモス氏他から没収した機材等を所有者へ返還するよう要請した墨外務省の措置を

支持する旨述べた。他方で、ロペス・オブラドール大統領は、非常に両極端化したベネズエラ情勢にインボルブされることは、自身の意図するところではないと述べ、ベネズエラに対する人道支援は、国連や赤十字の手により行われるべきであると述べた。

2 デルガド外務次官とバチェレ国連人権高等弁務官との会談

- (1) 26日、墨外務省は、スイス・ジュネーブにおけるデルガド外務次官（多国間・人権担当）とバチェレ国連人権高等弁務官の会談に関し発表した。
- (2) デルガド次官の今次ジュネーブ訪問は、ロペス・オブラドール大統領及びエブラル外相の指示に基づくものであり、バチェレ国連人権高等弁務官と新政権の人権アジェンダや、同政権が治安対策の主要施策として創設を予定している国家警備隊の活動や訓練における人権尊重メソッドの導入に関し協議した。
- (3) 同プレスリリースによると、国家警備隊の創設は現在、連邦議会における憲法改正プロセス中であるが、同プロセス終了後には、墨政府と国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との間で協力協定を締結し、メソッドの策定や同事務所による支援につき盛り込むことが想定されている。その内容としては、国連の人権保護システムの提案に基づいた国家警備隊行動規範の策定、社会的弱者（女性、子供、青年、先住民等）への配慮や力の行使の制限に係るルールの設定、人権保護の観点からの同隊の活動に関する評価メカニズムの導入等が検討されている。本年4月にバチェレ高等弁務官の訪墨予定であり、その際に内容が具体化される見込みである。

3 エブラル外相とアンブレロ・チリ外相との会談

26日、エブラル外相は当国を訪問したチリのアンブレロ外相と会談を行った。墨外務省プレスリリースによると、両者は、二国間アジェンダの確認等を行い、共同開発基金の活用を通じた開発協力の拡大、メキシコ・チリ自由貿易協定の活用拡大、二国間関係のメカニズム（協力・政務委員会、戦略的パートナーシップ協定理事会他）の活動強化のためのロード・マップ策定等について話し合った。また、太平洋同盟の深化プロセスに対する両国のコミットメントを改めて確認した。

4 在米移民保護プログラムの発表

- (1) 28日、エブラル外相は、人権尊重の観点に基づく移民保護戦略を発表した。同戦略は米国内に居住するメキシコ人移民に対する効果的な支援・保護に関する政府の行動計画を規定するもので、主な内容は次のとおり。
 - (ア) 国外に居住する国民に対する援護を政府の優先施策として位置付け。同施策には、墨国内及び米国に所在する州政府・自治体等の機関も参加。
 - (イ) 脆弱性を有する集団へのケアに係る能力向上、在外公館の知見・経験の共有・普

及。

- (ウ) メキシコ人移民の権利擁護を扱う弁護士や専門機関のネットワーク強化。
 - (エ) メキシコ人移民やその子孫における、文化的アイデンティティを積極的にプロモート。
 - (オ) 教育、保健、スポーツ分野のプログラムの拡充を通じ、生活水準を向上。
 - (カ) メキシコにおける主要な開発計画に、移民コミュニティが参加できるようにするため、金融メカニズムを整備。
 - (キ) 脆弱性・ケアの必要性が高いコミュニティを対象とした、領事出張サービスの拡大。
 - (ク) 現地社会への貢献の認識・プロモートを通じた、メキシコ（系米国）人コミュニティのエンパワーメント。
 - (ケ) 人権擁護、先住民言語の尊重、夫婦の平等といった要素への考慮を含め、領事館の機能を充実させるべく、外務省内の規則を現代化。
 - (コ) 移民コミュニティのニーズや意見聴取の定期的実施。
- (2) エブラル外相は、同行動計画を通じ、墨政府は「移民の権利に着目した新たなビジョン」を打ち立て、国外に移住する国民との関係再活性化にコミットする旨述べた。